

新型コロナウイルス感染症の影響から介護、障害児者の事業所を守り、
介護崩壊を起こさないための特段の支援を求める意見書

政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大が一定程度収束していることを受けて緊急事態宣言の全面解除を行った。全国で経済・社会活動が再開されたが、一部地域では、なおも集団感染の発生が確認されるなど、感染拡大の第2波・第3波の到来が危惧されている。

こうした状況の中で経済・社会活動の自粛により多くの中小企業や個人事業主などが経営難に陥っており“コロナ不況”の収束を見通すことはできず、失業や倒産・廃業が急増しかねない事態となっている。とりわけ介護や障害児者事業所においては、休業要請の対象外となりつつも、最大限の注意を払い、感染におびえながらも事業継続をしているが、支援の施策が極めて不十分な状況にあり、感染を恐れた利用者の休所や一時利用のキャンセル、新規の利用者の受け入れ減などが起こっている。一方で心身の安定のために受け入れを継続し利用者の日常生活を支える必要不可欠な事業であり、地域の社会基盤として支える機能が失われれば介護崩壊を招きかねない。

そのため国においては、地方公共団体と連携・協力し、実態を把握し、感染拡大の防止と経営への支援を、地域の実情に応じた形で取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月26日

泉大津市議会

送付先：内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣